

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

羽生市岩瀬土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年十一月二十六日から令和十五年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中妻の一部、大字中岩瀬字中谷、字当摩、字一丁田、字藏敷の全部及び字中岩瀬、字原の各一部、大字下岩瀬字下岩瀬の一部、大字小松字小松、字大門北の各一部、大字桑崎字深田、字下口、字稻荷宮、字中通の全部及び字桑崎の一部、大字上羽生字藏敷、字新田前の全部、南八丁目、西三丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県羽生市大字中岩瀬五百八十八番地一

五 設立認可の年月日

平成八年十一月二十六日

六 変更の内容

第十条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第三十九条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第八十一条第二項中「附するべき利子は年6パーセントとし、」を「付するべき利子の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する法定利率とし、」に変更する。

第八十一条第二項中「附する」を「付する」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和三年六月十八日